

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の三第八項第一号中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」に改め、同項第二号から第五号までの規定及び同条第十項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改め、同条第十二項第五号中「第二条第七項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第六十五条第十項及び第十二項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

附則第四条の二第二項第二号中「附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に「、法附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第六条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号中「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の四の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度

- 額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。
- 一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
 - 二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。
 - 一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）
 - 二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合
 - 3 第一項の規定の適用がある場合における第三十八条の三及び第三十八条の四の規定の適用については、第三十八条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第六条の四の二第一項」と、第三十八条の四中「前四条」とあるのは「前四条及び附則第六条の四の二第一項」とする。
- 附則第八条第三項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「第三十八条の二第一項前段」を「第三十八条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配

当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第九条第三項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十条第一項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第二項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十条の二第二項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十条の二の二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十一条第三項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第四項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十一条の二の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条中「という。）」の下に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。附則第十一条の二の四第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第十一条の二の七第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第一号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第三号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十一条の二の九第二項第二号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六

条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改め、同条第五項第二号中「、附則第六条の四第一項」の下に「、附則第六条の四の二第一項」を加え、「及び附則第六条の四第一項」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の四の二第一項」に改める。

附則第十三条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十三条第一項」を「第三十九条の二第一項」に、「第十四条第一項」を「第三十九条の三第一項」に改め、同条第四項の表第六十五条第一項の部第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第三項の規定の適用がある場合にあつては、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に同条第一項第一号に規定する住宅を新築すること又は一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得することの項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「認定共同事業再編計画、同法第十条第二項に規定する」を削り、「第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画又は同法第十四条第二項」を「第十条第二項」に改め、「認定経営資源融合計画」の下に「、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」を加える。

附則第十三条の三第二項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の四第一項第三号、附則第十条第一項、附則第十条の二、附則第十条の二の二及び附則第十一条の二第二項の改正規定 平成二十二年四月一日
- 二 附則第十一条の二の七第一項及び第二項第一号の改正規定 平成二十三年一月一日
- 三 第六十四条の三、第六十五条及び附則第十三条の三の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号） 附則第一条に規定する政令で定める日

- 四 附則第十三条の改正規定及び附則第三条第二項の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号） 附則第一条に規定する政令で定める日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、附則第一条第三号に定める日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十三条の規定は、附則第一条第四号に定める日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。